地理的表示の保護

食料・環境領域 上席主任研究官 内藤 恵久

1. はじめに

地理的表示(Geographical Indication: GI。以下「GI」と表記します。)は、原産地の気候・土壌などの自然的な特徴やその地域の伝統的なノウハウと結びついた特別の品質等の特徴を持つ産品を特定する名称です。例えば、欧州ではパルマハムやシャンパン、我が国では夕張メロンや神戸ビーフなどが代表的なものです。このGIの保護は欧州を中心に進められてきましたが、我が国でも、2015年に保護制度が創設され、現在徐々に登録が進みつつあります。

GI保護に関しては、多面的な観点から研究が進められていますが、ここでは、①欧州等における保護の取組に関する研究、②GI保護に関する国際的な対立状況等に関する研究、③我が国におけるGI保護に関する研究の3つの分野に関する、研究成果や文献を紹介します。

2. 欧州等におけるGI保護の取組に関する 研究

GI保護については、欧州で歴史と実績があり、欧州での取組に関する研究が多く行われています。EU全体に適用される統一的な保護制度は1992年に導入されていますが、London Economics (2008) は様々なデータや他制度の比較等により、この制度の有効性を評価しており、また、AND International (2012) は、EUの地理的表示の生産・販売面での位置づけや価格プレミアム等の経済的価値について分析し、価格プレミアムについては一般品に比べワインで2.75倍、農産物・食品で1.55倍であることを示しています。これらの研究は、EUのGI保護制度の有効性を示すための分析となっています。

このほか、EUのGI保護の効果について、様々な産品を対象に分析が行われています。Hassan and Monier-Dihan(2006)は、カマンベールチーズ等を対象として、GIラベルが価格にプラスの影響を及ぼすこと、また、弱いブランドでその効果が大きいことを明らかにしており、Loureiro and McCluskey(2000)は、ある食肉のGIラベルが、高品質部位について支払意思額にプラスの影響を及ぼすが、低品質部位や最高品質部位についての影響は明確でないことを示しています。このような研究成果からは、一定の品質を有するがまだ十分な評

価を得ていない産品について、GIを活用することにより、価格上昇効果を享受できることが示唆されます。支払意思額の上昇等をもたらす経路に関しては、van Ittersum et al. (2007) は、GIラベルが、品質の保証及び地域経済をサポートするという2つの面を通じ影響することを分析しています。また、Canada and Vazquez (2005) は、GIラベルが、特に域外において流通業者に対する品質保証の機能を果たしていることを明らかにしており、輸出面での効果が示唆されます。さらに、GI保護の地域に与える影響も研究されており、de Roest、K., and A. Menghi (2000) は、パルミジャーノ・レッジャーノにおける雇用増加、環境維持の効果を検証しています。また、須田 (2014) は、仏のGIの効果を幅広く分析しています。

なお, EU等でのGI保護に関しては, 農林水産政 策研究所 (2012) や内藤 (2013) も参照いただけれ ばと思います。

GIは、欧州等先進国のみでなく、途上国でも活用が進みつつあります。ITC(2009)は、途上国を念頭に地域発展に向けたGIの活用に関するガイドとなっていますが、この中で数多くの途上国のGIに関するケーススタディが行われており、取組の成功要因として、運営の体制整備、公平な参加、強力な市場パートナー、効果的な法的保護の4つが挙げられています。なお、Bowen and Valenzuela Zapata(2009)は、地域とのつながりを失った生産方法への変化によって地域経済や環境への効果が失われたテキーラの事例を分析しており、効果を上げる上で具体的運営の重要性が示唆されます。

3. GI保護に関する国際的な対立状況等に 関する研究

GI保護の背景となる考え方として、テロワールという概念があります。テロワールとは、気候・土壌などの自然的要素と伝統的ノウハウ等の人的要素を備えた地域であり、このテロワールが産品の独特の特徴を生み出すとの考え方です。これは仏をはじめとした欧州の考え方ですが、米国等はこうした考え方を取っておらず、保護の強化を主張するEUとこれに反対する米国は、GI保護を巡って厳しく対立しています。これに関し、Josling(2006)は、両者の考え方の違いと対立状況を分析しており、

Hughes, 今村訳 (2010, 2011) は、テロワールという考え方に否定的な立場からこの対立構造を分析しています。なお、地域と産品の特徴のつながりについては、木村 (2013) が具体的事例で分析しています。

また、林・弦間編著(2015)は、国際的な制度間調整を通じた貿易ルールの形成を幅広く取り上げていますが、その例の一つとして内藤はGI保護に関するルール形成を分析しています。さらに、WTOの議論等については今村(2013)が、地域貿易協定における状況については大町(2012)が詳しく分析しています。WTO、WIPO等の国際機関や地域貿易協定における議論の方向は、我が国にも影響が大きく、今後もその方向を注視する必要があります。

4. 我が国のGI保護に関する研究

我が国の保護制度の創設に関し、立法担当者がその趣旨等を説明したものとして、朝日(2015)があり、また、登録申請者等を念頭に制度の解説をしたものとして、内藤(2015)があります。実際の登録産品を対象とした効果等の研究については今後の進展が待たれますが、制度への期待や課題を整理したものとして、荒木(2014)や関根(2015)があり、また、香坂編著(2015)や髙橋(2015)は産品種類別の活用方策にも触れています(前者については、本誌74号のブックレビューも参照ください。)。

我が国では、地域ブランドの名称が地域団体商標制度で保護されてきたこともあり、商標制度との関係は議論の一つのテーマです。今村(2006)は、地域団体商標制度を法制度上の多様な発現形態を有するGI保護制度の過渡的な発現形態と分析しており、田中(2014)は、これまでの商標制度の蓄積等を踏まえ証明商標制度によるGI保護を提言しています。

現在,我が国では,地理的表示の登録が進みつつあり,農林水産物の付加価値向上,知的財産保護制度,国際的なルールとの関係等多方面の観点からの研究成果も増加していくことが予想されます。本研究所においても,本分野の研究を続けており,近く成果をとりまとめることとしておりますので,参考にしていただければ幸いです。

[文献リスト]

- AND International (2012) Value of production of agricultural products and foodstuffs, wines, aromatised wines and spirits protected by a geographical indication (GI)
- Bowen, S. and A. Valenzuela Zapata (2009) Geographical indications, *terroir*, and socioeconomic and ecological sustainability: The case of tequila, *Journal of Rural Studies* 25 (1)
- Canada, J.S. and A.M. Vazquez (2005) Quality certification, institutions and innovation in local agro-food systems: Protected designations of origin of olive oil in Spain,

- Journal of Rural Studies 21 (4)
- de Roest, K., and A.Menghi (2000) Reconsidering 'Traditional' Food: The Case of Parmigiano Reggiano Cheese, Sociologia Ruralis 40 (4)
- Hassan, D. and S.Monier-Dihan (2006) National Brands and Store Brands: Competition Through Public Quality Labels, Agribusiness 22 (1)
- Hughes, J., 今村哲也訳 (2010, 2011)「シャンパーニュ, フェタ, バーボン: 地理的表示に関する活発な議論」『知的財産法政策学研究』第31, 32, 33号
- ITC (The International Trade Centre) (2009) GUIDE

 TO GEOGRAPHICAL INDICATIONS LINKING
 PRODUCTS AND THEIR ORIGINS
- Josling, T. (2006) The War on Terroir: Geographical Indications as a Transatlantic Trade Conflict, Journal of Agricultural Economics 57 (3)
- London Economics (2008) Evaluation of the CAP policy on protected designations of origin (PDO) and protected geographical indications (PGI)
- Loureiro, M.L. and J.J.McCluskey (2000) Assessing Consumer Response to Protected Geographical Indication Labeling, *Agribusiness* 16 (3)
- van Ittersum,K.,M.T.G.Meulenberg,H.C.M.van Trijp and M.J.J.M.Candel (2007) Consumers' Appreciation of Regional Certification Labels: A Pan-European Study, Journal of Agricultural Economics 58 (1)
- 朝日健介(2015)「地理的表示法の制定」『時の法令』1973号
- 荒木雅也 (2014)「地理的表示法の目的と役割―地理的表示法の 制定を受けて―」『時の法令』1962号
- 今村哲也 (2006)「地域団体商標制度と地理的表示の保護―その 予期せぬ保護の交錯―」、『日本工業所有権法学会年報』30号 今村哲也 (2013)「地理的表示に係る国際的議論の進展と今後の 課題」『特許研究』No.55
- 大町真義 (2012) 「FTA/EPAへの多数国間知財問題の波及とその含意―先進国・開発途上国及び新旧世界による地域貿易協定の利用の新たな段階か?―」『AIPPI』 Vol.57 No.10
- 木村純子(2013)「地理的表示保護産品の特徴と地理的原産地とのつながり:イタリアのGI産品を手がかりに」『経営志林』第50巻3号
- 香坂玲編著(2015)『農林漁業の産地ブランド戦略 地理的表示 を活用した地域再生』, ぎょうせい
- 須田文明(2014)「地域ブランド―ふたつの真正性について」、 桝潟俊子・谷口吉光・立川雅司編著『食と農の社会学 生 命と地域の視点から』、ミネルヴァ書房
- 関根佳恵 (2015)「GI制度はどのような役割を果たせるか」『農業と経済』第81巻第12号
- 高橋悌二 (2015) 『農林水産物・飲食品の地理的表示―地域の産物の価値を高める制度利用の手引―』, 農山漁村文化協会
- 田中佐知子(2014)「新たな地理的表示保護法案「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案」を巡る要考慮点」 『AIPPI』Vol.59 No.7
- 内藤恵久 (2013)「地理的表示の保護について―EUの地理的表示の保護制度と我が国への制度の導入―」『農林水産政策研究』No.20
- 内藤恵久(2015)『地理的表示法の解説』, 大成出版社
- 農林水産政策研究所(2012)『地理的表示の保護制度について』, 行政対応特別研究[地理的表示]研究資料
- 林正徳・弦間正彦編著 (2015) 『『ポスト貿易自由化』時代の貿易ルール: その枠組みと影響分析』,農林統計出版